

総務常任委員会

平成13年6月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○松村 健一 小野 隆雄
松田 正 野呂 民平 萬里川美代子

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一
同 参 事 吉田 昌敬 同課長補佐 乾 善亮
同課長補佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀
企画文化課参事 野口 英治 同課長補佐 野崎 一也
同課長補佐 山崎 善之
税 務 課 長 植嶋 滋継 同課長補佐 勝眞 基好
教委総務課長 清水 建也 同課長補佐 西谷 桂子
生涯学習課長 水田 美文 同課長補佐 加藤 保幸
監 査 書 記 藤原 伸宏

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

(開会 午前9時00分)

全委員出席されておりますのでただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長

本議会から付託を受けました議案第21号、議案第22号、報告第6号の3議案につきまして、ご承認をいただくよう何卒慎重ご審査賜りまして、原案どおりご承認いただくようよろしくお願いいたします。

また、継続審査であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、各課報告事項についてもよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

特に斑鳩町消防コミュニティセンター工事請負契約の締結につきましては、最終日に追加議案として提出させていただきますが、去る6月15日に12社による指名競争入札を執行した結果、株式会社楠本工務店が最低価格により落札しました。詳しいことは担当からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

なお本定例会の一般質問でも出ておりました集会所の件については、平成3年以降より種種ご指摘をいただき、一定のご答弁をさせていただいておりますが、問題や課題が残されたままになっております。

そうしたことから、早急に整理をすべく各関係担当課により協議を行い、一定のまとまりができた時期に、本委員会にご提示申し上げ委員皆様方にご相談し、またご意見を賜りながら、まとめていきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、去る6月8日金曜日に、大阪教育大学附属池田小学校で悲惨な事件が起きました。お亡くなりになったお子さん8名のご冥福をここからお祈りするとともに、2度とこのような事件がおらないよう、学校現場だけではなく、社会全体で取り組んで行くべきであるという思いを新たにいたしているところであります。

教育委員会では、事件当日昼過ぎの報道後、各小学校・幼稚園に事件発生を伝えるとともに、各学校・幼稚園において、幼児・児童・生徒の安全確保と施設管理の再点検を実施するよう指示していただいております。

そして、6月11日の月曜日には校園長会、6月14日木曜日には教育委員会を開催し、今後の対策等について協議していただいているところであります。先ほども申し上げましたように、このような事件の再発防止にあたりましては多方面の方々のご協力が必要であると考えておりました、今後とも関係機関との連絡を密にいたしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、松田委員、野呂委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
まず、初めに本会議からの付託議案であります、(1)議案第21号、住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

総務課参事 (議案書朗読)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 5月の臨時会で同じ様な住民訴訟に関しての報告がありました。原告の取り下げということだったのでということだったのですが、この訴訟も住民訴訟なのですが、これのその後の経過と結審された後の弁護士費用はどのようにされる予定をしておりますか。

総務課参事 判決につきましては7月11日の予定でございます。弁護士費用につきましては、住民訴訟で町を相手にしておりますので、町の方から

支払う予定をしております。個人で訴えられているものではありません。

小野委員 その時点で補正予算をされるということですか。

総務課参事 補正で対応してまいりたいと考えております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第21号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第22号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 22 号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 報告第 6 号、平成 12 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、繰越明許費繰越計算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第 6 号については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって報告第 6 号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 藤ノ木古墳につきましては、先の一般質問でもお答えさせていただきましたように、これまでに実施してまいりました石室の保存工学的調査につきまして、整備検討委員会等関係機関による専門的な検討を

行いますと共に、残りの調査も実施していく中で、今後の石室の保存修理を視野に入れました整備事業の事業化について国・県とも十分に協議してまいりたいと考えております。

そして、そうした協議の内容を見据えながら、史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の年次計画等の見直しを図ってまいりたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 藤ノ木古墳の整備については基本的に最終どのような形にしようとしているのか概略で結構ですのでお願いいたします。

町長 藤ノ木古墳整備検討委員会がございまして、一定の関係が終わっております。しかし、現在の状況につきましては1軒の民家の関係については、話はつけましたものの、現在代替地に造成工事をしながら、概ね1年から1年半ぐらいになろうかと思いますが、来年度中に現場の史跡の所を解体するということになっていきます。

将来的に考えますと、あの周辺の3,000㎡近くの国の史跡地がすでに買い上げされておりますけれども、史跡地以外の所で公園あるいは資料館の建設等を考えておるわけですが、当面は藤ノ木古墳の石室を外から見える環境等、これを建設に対してどういう整理をしていくのか、今石積み等をいろいろ検討されていますように、あの石積みそのものが完全であるのかどうかということを調べていただいております。そういうことの中では、ここ3、4年ぐらいは石室等の関係についてかかっていくのではないかと、その後財政事情を考えますと、あの周辺を買い上げるのかあるいは借地でいくのか、そこらを考えて公園等、資料館の関係を思っています。資料館そのものは将来的に必ず建物が建ってきますと維持管理等が必要になります。藤ノ木の主とした遺物を展示をしていくとなりますと、年間多大な経費等がかかってきますから、その辺を十分検討しながらどういう形をもってしていく

のか、また出てきた遺物をそのものが、文部科学省の中で国の関係が省庁再編で名称が変わって、機関委任事務の関係等について になっておりますので、この遺物等が今修理をされております。全て完全に修理もされておられませんし、まだ現物等が出てこないというのが実情でございます。そのことを踏まえる中で、県と文部科学省とも十分に相談申し上げて、檀考研の関係とも協議する中で将来的には概略的に申し上げますように、こういう形になるのではないかと。ただ予算も伴うことですから、4, 5年は難しいのではないかと。そういうことを踏まえながら検討していきたいと思っております。

野呂委員 今行った方向では、非常に慎重な対応であると思っております。そういうことで進めていただきたいと思います。特に財政問題について言及されましたけれど、国の方も地方財政に対する方針が転換期にあるということもありますので、今の町長の言った方針でいいのではないかとと思っております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、各課の報告事項として（1）斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 この建設工事につきましては、今日まで総務常任委員会委員皆様方には消防第2分団の移転建設ということで、ご相談申し上げてまいり、いろいろとご意見を賜り、また前回の総務常任委員会では建築物についての一定のご理解を賜り、実施設計を括ることが出来ました。お陰を持ちまして12月完成に向けて事務事業もスムーズに進んでまいっております。

さて、前回の総務常任委員会で6月中旬に入札を行う旨ご報告を申

し上げてまいりましたが、去る6月15日金曜日12社による指名競争入札を行いました。その結果、契約金額は5,565万円、契約の相手方は奈良県生駒郡三郷町勢野東6丁目14-22、株式会社楠本工務店でございます。なお、建設工事入札結果を議員皆様方には朝お配りを致しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、本日仮契約の締結を行います。本契約の締結は議会の議決後とし、本議会最終日の6月22日に、議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてとして議案を上程し、議会の議決を得てまいりたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

小野委員 予定価格が8,242万5千円消費税込み、それで落札金額が5,565万円、これは4分の3の落札だったと思うのですが、事前公表されている中で2,700万円ほど差が開いているということは、ありがたいことなのですが、その金額は実際こちらで設計されてるものが出るのかどうか、4分3ということは一般的に考えてみたら、かなり難しいのではないかという懸念もあるのです。それは契約を受けたのでやってもらわないといけない。そしたら予定価格の積算が甘いのではないかという議論になると思う。入札を執行された段階で、この結果を踏まえてどのように感じておられるのか聞きたいと思う。

助 役 これは確かに言われますように、約67%で落札しているわけですが、そうすれば我々は落札された5,565万円で、当然設計どおりまた仕様書どおりに施工していただく。十分な施工管理をしていくということになるわけです。ただ課題設計であるかどうかということになりますと、当然設計時点におきましては、設計歩掛かり等また、建設物価等を含めた中で適切に設計をしているわけです。この入札結果につきましては業者が十分コストダウンをして落札したというほかな

いと考えております。

野呂委員　ただ一般的に考えて、企業努力できる範囲を超えているのではないかと思う。だからこういうのはこれからもあり得ると思うのですが、公共工事ですので、その辺企業努力の範囲を超えないように最低価格を決めている入札の仕方もあります。それは公平なものを適正に見積もっていただきたいという思いからのことですので、これだけの差が開いてくるというのは今後の入札の課題として、最低入札価格の導入も考えていくべきだと思います。このことについて何か考えがあるのならお示ししていただきたいと思います。

助 役　最低入札制限価格、これについては以前設けた時期もありました。ただ、その最低入札制限価格が妥当かどうかということもいろいろ議論いたしまして、それなら設ける必要もないということも議論した経緯がございます。ただご指摘のように今最低入札制限制度といいますか、内容的には解りませんが、低い価格で入札した場合、再度調査にかけてその金額が正しく施工できるかという制度があるわけございまして、そこらを含めて資格審査委員会で検討はしていきたいと考えております。

松田委員　斑鳩町消防コミュニティセンターと書いているけれど、これは契約の名称なのか、今まで第2分団車庫と言ってきたのですが、今斑鳩町消防コミュニティセンターと言ったら大手のところの関係ですね、そうなってくるとまたこういう名称でいくのか、どのように考えているのか。

総務課長　工事の名称でございますが、今までは消防第2分団詰所移転整備ということでございましたが、起債申請を行います関係から、これから斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事という名称で統一していきたいと考えています。

また建築が終わりました後でございますが、この施設につきましては冒頭から申し上げておりますように消防第2分団詰所ということでの整備でございます。また周辺の住民の方に集会所としてお貸しすることも一時考えたわけでございますが、近隣の自治会ではそれぞれ集会所、西里、三町、並松につきましては集会所もございましてところから、消防第2分団詰所という形でこの施設を運営してまいりたいと考えております。

松田委員 通称で言っていることと、予算等の関係について名称を変えている。これでいいのかどうか。たとえば大手の消防コミュニティセンターの情報公開、これは同じ名前だから解らない。そういうことが出てくるのではないかと思う。いろいろ名称というのは補助金・交付金の関係もあるのですが、どこが一体名称を付けるのか。こういう関係が地方自治のあり方としていいのだろうか。住民にも理解してもらえることなんでしょうか。通称名とその本名とが違う。そういう関係にあると、行政としてこれでいいのであろうかという疑問があるのですが、これは仕方のないことですか。

町長 松田委員がご指摘のように、国として1億円創生事業から始まった中から、そういういろんな補助関係等まちづくり対策、あるいはこういう防災関係等については、県、国とご相談申し上げたら名称的にそういう名称で申請すればいいのではないかという指導もございます。確かに松田委員ご指摘のように消防第2分団ということは解っているわけですが、その中でそれが採択されるか採択されないかということにつきましては、県と相談申し上げながら、そういう名称になってきているということでございます。

松田委員 消防コミュニティセンターという関係にしているのは、補助対象事業にすることからこういうことにしているんだと思う。そうすると実際に町が考えることと、この対象にしていることと中身が違う

んだということが明らかなのに、こういう形のものがいいのかどうか。私は問題があると思う。消防第2分団の車庫という認識ではなしに、そのことも含めて防災関係についての位置づけを図るということなども含め、またそれが一緒に提供できるということを含めコミュニティという名前を付けているのだと思うのです。そういうことが期待されておると思うのです。そういうことについて、これを申請しそれが認められたというのなら、少なくともそういう形態のものが当然ではないのかなというように思う。

だからそういうことになるのなら、これは2つ目になるわけですから、たとえばこの斑鳩町法隆寺消防コミュニティセンターというとか、あるいは龍田消防コミュニティセンターというとかというような名称にして、意識的に補助の関係を対象にしたということを一覧したという形というものを受け入れるという形でなかったらいかんのではないか。今後地方財政分権の関係でいろんなことを言われていますが、そういうことについての体制を抜けきっていくとか、体制を持っていくのなら持っていったいいのですが、そうでないとするならこの関係については如何なものかと思う。むしろ名称そのものは時間が間に合うわけですから、そういうものについては十分考えていく、そして従来のあるような消防第2分団車庫というようなことが果たしていいのかどうかということがあると思うのです。見直していいと思うのです。そういうことで検討していくということをするべきではないかと思うのです。意見として言っておきます。

野呂委員 私も全く同じ意見です。消防コミュニティセンターということで補助申請をして、それを補助金ですということになりますと、実質はそうはならない、住民に使わせないということになりますと・・・そういうことでしょうか。違うのですか、もう一度説明してください。

総務課長 消防コミュニティセンターでございますが、まず県の消防防災課と相談した中では、消防コミュニティセンターとして申請をあげてくだ

さいと、町としまして先ほど地域の住民の方には使わせないという表現をさせていただきましたが、このコミュニティセンターの要綱と致しまして、消防と住民に対する消防防災の啓発に使用する施設というふうになっておりまして、建物自身は消防の形態をとった形の地域の住民の方の防災に持ってこようかと思えますし、また地域で災害が起きましたときの基地と致しまして、この消防第2分団詰所のところでそれぞれの対策が講じられると、そういった場合には自治会長なりお寺の方なり来ていただけると考えておりますし、また災害が起りまして非難が必要なときにはこの施設を避難所として使っていきたいと考えているところであります。そういった中で消防防災課と相談いたしました結果、消防コミュニティセンターという名称で申請をあげていきたいと考えております。

ただ一部町外の方も必要なときには使われるという部分があるというところでご理解賜りたいと思います。

野呂委員

コミュニティという意味をどう捉えるかですね。一般にコミュニティという場合は、一般不特定多数の人間がコミュニティ社会を形成するために利用する施設ということですね。今言ったのは、災害の啓発とか、災害が起こったときの対策に一部の者が使用するということですね。非常に限定された時間であり、限定された事件が起こったときの使用ですね、そういうものはコミュニティとは言わないと思う。ですから県がそういう名前であげてくださいと言った内容について、コミュニティと使っている以上、その補助対象の施設使用の内容についてもっと厳格に確認する必要があると思う。

今皆さん方が考えたのは恐らく並松にもあるし、西里、三町にもあるし、あそこでは別にいらないだろうという管理上の面から、こういうことに変えたのではないかという穿った見方しか出来ないのです。その点は位置的に場所として借りるのに法隆寺に近いし、いい場所だと思う。住民がサークルなどそういうものに使うのにも利用できると、そういう意味ではせっかくつくるのですから、もう少し多用途に使い

るのであれば、広く住民に開放していくというような方法こそが、私はこれだけの金をかけてつくるのですから、是非ともそういう施設に利用していただきたい。

町長 今野呂委員は現時点を捉えて申されておりますが、以前から総務常任委員会でこの関係等については議論してまいったわけです。追手の場合は公民館等いろんな問題が出ています。公民館を出きる出来ないに関わらず、やはり現時点では古い公民館がございますけれども、そういうことを踏まえた中でそういう第1分団の屯所を中心にしたコミュニティセンターということで出来てまいったわけです。

松田委員のご指摘は名称そのものについて第1分団や第2分団ではなしに防災施設なりそういう名称にした方がいいと申されました。ただ第2分団の建設は特に備蓄そのものについて重要視をしていくということで、現時点では消防署の横に防災の備品を備えるということで、日常から毛布とかあるいはビニールシートについての備蓄という形のものを作らせていただきます。そして地域の方々についてご協力をいただけるということでございます。あとは観光地でございますから、トイレ等を使っていただくということでありますので、野呂委員ご指摘のように会議が出きる出来ないというより、部屋そのものについては備蓄をしているという形を採らせていただきますので、その辺を踏まえた中で考えているところです。これも設計等委員会にご理解を得ながらさせていただいたということでございます。

松田委員 第2分団の関係で当初の説明がされていた状況では、町長か言われたように車庫の隣に備蓄室とあったのですが、今までの消防団車庫の中で何が変わっているかということ、備蓄室ということだけが変わった。2階は同じように休憩室になっているし、だからそういうことよりも地域的な関係から見て、法隆寺の場所的から考えて、そして特に法隆寺の行事の関係について消防団が出動、警戒に行かれるというふうなこともあるし、そういうようなことも考えて、そんなところへ備蓄室

というようなことを採らないで、むしろ会議室にしているいろんな会議ができるようにした方がいいのではないかということになって、私は会議室として利用するということで変更されて来ていると思うのです。そういうことも含めてコミュニティセンターの関係になったのだろうと思うのです。だから規模が小さいなりにもそういうことで利用できるという形態を整えておく、だかにこそ補助の対象に認められてきている。そうでなければ消防車庫だけなら別の形になるはずなんです。あえて補助を受けて事業化をした内容と違うんだということにみすみす解っていて違うものを作るのに金を取るためにやったのではあまりにどうかと思う。そういうことが今しばしば問題になるわけでしょう。利用目的と補助金の交付を受けた内容が違うのではないかと、絶えず問題になるわけですから、そういうことのないように名前もそういう形にして、補助金の交付を受けたことと相対して少なくとも合理的な名称にしておくことがいいのと違いますかと、そうでなかったら問題があるのではないかということをお願いしたい。

総務部長 そういった方向で十分検討してまいりたいと思います。

萬里川委員 龍田のコミュニティセンターにつきましては、自治会そのものが集会所をほしいということ踏まえて、地区利用ということの中で使われていることは承知していますし、そのことに併せて、周辺の人たちが利用されている。虹の家の方々もそこで利用されておりますし、多くの方がコミュニティセンターを利用して喜んでらっしゃるということです。今度法隆寺周辺に第2分団のコミュニティセンターという名前の元に作られている中では、周辺に集会所があるというだけでなく、多くの方々がそこに利用できるような形をとっていただかないとやはり多額な金額を使ってやっていくわけでございますから、一通り多くの人たちが利用できるような形をとっていただきたいと思う。

小野委員 先ほどからの町長の答弁は曖昧さしか残っていないと思う。当初私

ら3人は建設常任委員会にいました。あの駐車場を廃止するという
ことから、なぜかということだったのですが、その話であそこにある
詰所がいろいろ不備があるからとか老朽化しているとかいうことから
出発したのです。消防コミセンということで補助金対象にしてやっ
てもらう手法、そのものは了としています。ただし同じように追手にも
あって、追手の消防コミセンとこちらとの使い方が課長の説明からだ
ったら全く違うとはっきり解っています。あとで理由付けされている
としか考えられないです。それについては服部の集会所の問題もそう
ですが、あの補助金で農協が肩代わりせんかったらいかんかったの
です。それらのことが正式に言えばおかしいとなってきたら、どうされ
ますか将来的に。

それとコミセンということで、周辺の自治会そのものより、あれは
歴道の出発点なんです。当初から参道西の駐車場を出発に歴道をやっ
ていくということになっています。だから設計の中でもトイレを多く
して観光客を入れるという感じでしたね。そういうなんでもかんでも
いいように言っていたら、曖昧さしか残らないし、行政としてやるべ
きことでないと思う。消防コミセンだから条例も作るのでしょう。そ
れについてどのようにやっていくのか。きちっと精査してやってほし
い。

町長 曖昧さとかおっしゃっておりますが、私は当初からトイレとかそ
ういものについては、歴史街道という関係がございますから、それを
踏まえて十二分に考えたらそういうスペースにどうあるべきかとい
うことを十分に配慮したもの、そういうことでございますので、小野委
員のおっしゃっていただく気持ちはよく解りますけれど、当初から第
2分団を建設する中では特に周辺にトイレ等がないという中で、やっ
ぱり観光地でございますからそういうことを踏まえた中で取り組んで
まいりたいということを考えさせていただきたいと思う。

小野委員 追手のコミセンは集会所を借りる場合車に乗っていったらあきませ

ん。今回の場合観光客用のトイレということで用意されておりますが、あれはどのようなことを考えておられるのか。自由に車入ってくださいということで使用を認めて行かれるのですか、今度は不特定ですよ。どう考えておられるか。

総務課長 説明申し上げてきましたように、消防団の詰所という中で、図面の西側の駐車場につきましては、消防団員が有事に駆けつけたときの車をおける場所ということで考えています。ただトイレ利用者につきましては、前の方に身体障害者用のスペースを含めまして4台分を確保させていただいております。

そういったことで完成いたしましても、そちらの方には消防団員用の駐車場ということで明示して普段は使わないということで考えております。

小野委員 そしたら追手の駐車場も仕切ることできるのです。私はもともと複合施設には反対しているのです。消防コミセンにしても私はあまり賛成できなかった。ああいう建物というのは補助金の関係であるような形になったか知りませんが、緊急時の詰所と集会所を複合させるという事は難しい話だと思う。

そうしたら、すっきりと2分団の詰所が老朽化したということであそこへ行ったんだということならそれでよろしいことです。それを後でいろいろ理由付けしているからこういう問題が出てくるのです。その利用方法で住民から見たら、何で法隆寺は全然使えないのか、追手の方は使える。追手を使っていただくときも何回か苦情はありました。駐車場は使ったらいかんと言うが駐車場でフリーマーケットをしているという通報もありましたよ。そういうことをきちっとしたものにしておかないから、曖昧さがあるからそういう苦情も来るのです。

一分団詰所を建て替えたということで、消防コミュニティセンターという補助金を使って建てたと、だから消防コミセンというのはセンターなのです。センターがあちこちにあつたらおかしいです。だから

もしそうしてつくっていくのだったら同じ様な扱いにしなければいけないし、同じようにしてもらいたいということを希望します。

松村委員　私も別の切り口から意見をいたします。政治なり行政の世界では言葉というのは非常に重要なことだと思います。言葉を選ぶときはより慎重を要すると思うのですが、このコミュニティという言葉は特別な光をもっています。現代の社会において、現代の社会の在り方、非常に個々バラバラになって連帯性がなくなって、昔のムラの良さがなくなって、もう一度取り戻すためにコミュニティを作ろうという、連帯の場を作ろうという意気込みと光を持った言葉として最近特に使われているようです。そういう言葉でありますから、あまり安易にいろんな所に使うとその言葉の光もなくなっていく氏し、意気込みもなくなって来るといのように議論を聞いていて思いました。

したがって、コミュニティという言葉が持つ歴史的意味というか、そういう観点も入れてあまり安易にそのまま補助金を使うということは避けた方がいいと思います。

野呂委員　追手の場合も相当の利用率が高いと聞いている。今まで教育長は公民館は学習の場ということで、一切の飲み食いというものは出来なかったわけです。ところが追手のコミセンはこれが出来るんだということで、住民から好評の声を聞いているわけです。そういうことから言いますと、たとえばその法隆寺地域で西里の会館にしても、三町の会館にしても、並松の会館にしても、なかなか他の地区から借りるときにその自治会へ貸してくれということは難しいわけです。ところが町のものでありましたら、住民としては非常に気軽に利用が出来るという側面があるのです。だからそういった点を考えていただきたいと思う。

ですから補助金をそういう名前でもらっていたら、名前の通りの施設として使ってほしいと思う。それが補助を与える方も恐らくそういう考え方だと思うのです。それを何とかということでこちらが

ねじ曲げてしまうというのは本末転倒ではないかと思うのです。ひとつ再検討していただいて、皆が喜ぶ施設にしてほしいということをお願いしておきます。

委員長 委員皆さんの意見を聞かせていただいて、本日のところは起債との関係で受けてきた内容で、実際上の使用の形態が違うということについては如何なものかということのご指摘があつて、それを受けても議論についてはそれぞれ委員さんの中でもニュアンスの違いは若干あるかというふうに今時点では思います。聞いていただいて理事者の方でご検討をいただくということによろしいですか。

暫時休憩します。（午前10時10分）

委員長 再開いたします。（午前10時38分）
理事者の方からお申し出でありますので、お受けしたいと思います。

総務部長 この関係につきましては、移転整備に伴いまして出来るだけ有利な財源を求めると、防災まちづくり事業という中で起債を充てていこうと考えたわけです。そういった中で今回は消防コミュニティセンターという中で、消防施設の移転整備を主とした中でいわゆる付加価値を付けるために、そういった防災の意識付けをするための地域住民の会合等が出る会議等の場所等々の関係につきまして入れていくということで申請をしたわけです。

そういったことで、現在皆さんの方からご意見を賜っておりますが、そういったことを県とも協議する中で、皆さん方のご意見を要約いたしまして町としてのまとめをさせていただき、またご相談させていただくということによろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 それではこの件につきましては、本日のところご検討いただくということでもありますので、そのようにご了解させていただきたいと思ひます。

なお、議会の最終日に議会の議決をとということでございますので、皆さんの方にその検討もよろしくお願ひしたいと思います。

これをもって質疑を終結いたします。

次に（２）平成１２年度不納欠損についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

税務課長 （別紙１により説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

野呂委員 固定資産税と都市計画税の額が突出して大きいですね。固定資産税や都市計画税は不動産を持っておって滞納すると、それがいわゆる財産がなく納入する義務を消滅させようとかこういう理由なんですね。ですから取り方が処分するまでの徴集に手抜かりがあったのではないかと受け止められるわけですが、その辺の説明できますか。

税務課長 固定資産税につきましては、固定資産という資産があり、これを滞納の場合差し押さえ等やるべきではないかと思ひます。固定資産税について特に今回処分させていただいておりますのは、本人さんが死亡により相続人がないという場合納入義務が発生しなくなったものと、それからこのうちの大部分はある法人が倒産によりまして、倒産処分が行われたと、これによりまして当町といたしましては交付要求を行ってございましたが、配分がないために今回滞納処分をしたわけでございますが、これにつきましては当初滞納があるまでにつきましては納入があったわけでございます。その後納金が止まると同時に倒産となりまして、差し押さえ等が出来なかったということでございます。

野呂委員 一応税徴収については、法的手段ということも条例で規定しているわけですが。差し押さえ等が今まで、国税でしたら非常に迅速ですが、市町村民税になりますとそういった点では非常に緩慢であるということ

ころが特徴であると思う。しかし私は固定資産税の場合、基本は差し押さえをやるべきだと、ただしこの件については本人死亡で相続人がないとかという説明をされましたが、しかし差し押さえが出来るのであればそういうことは早めに打つことをしないと処分されて取れないということになるかと思う。いわゆる滞納についてはやむを得ない場合もありましょうし、しかし私は悪意のある巨額な脱税についてはきちっと判断をして迅速に的確に徴集できるようにする必要があると思う。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

以上、各課所管に関する件については、それぞれ報告を受けたというところで終わります。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

萬里川委員

冒頭の町長のごあいさつで、8日に池田市の小学校の事件を通して安全の管理体制のことをおっしゃったと思うのですが、具体的にどんなメンバーが組まれて、どういう話し合いの元でそれを実現されようとしているのかお伺いしたいと思います。

それと、学校のトイレを改修をしていただくということで、今年度から3年間やっていただきますが、どこの学校から始めていただいてどのような改修状況になるのか教えていただけますか。

教委・総務課長

1点目の池田小学校事件の件ですが、これにつきまして、事件発生は6月8日金曜日でございますが、11日の月曜日に校園長会、これは各小・中学校の校長先生、小学校の校長につきましては各幼稚園の園長も兼ねておられますので、5人と教育委員会事務局が入って今後の対応について協議させていただきました。それと6月14日に教育委員会を開催いたしまして、今後の対応についていろいろなご意見をいただきました。その中で今後どのように進めていくかということで

マニュアルを作成していくということになりました。以前、平成11年12月でございますが、京都市伏見区の日野小学校で児童の殺傷事件がございました。その際の対策においてもいろんな協議あったわけですが、そのことも含めまして今回、どのような対応ができるのかということで、いろんな意見をいただく中で、今後学校と協議をしながらマニュアルを作成し、斑鳩町なりの体制を固めていきたいというように考えております。

2点目の学校のトイレの改修の件でございますが、これにつきましては一部手を付けさせていただいたところではありますが、今後3年計画ということの中で、どこからということでございますが、基本的に考えていますのは、現在一番痛みのひどい学校、たとえば斑鳩中学校ないし東小学校の方から順次改修等進めてまいりたいと考えております。夏休み中に改修を行っていききたいと考えておりますが、出来上がりについては、子どもさんたちに気持ちのいいトイレ、使いやすいトイレと感じていただけるようなものにしていききたいと考えております。

万里川委員

マニュアルに関わってはいつ頃出せるのでしょうか。

それと、トイレに関わっては子どもたちの意見を採り入れられての修理になっていくのでしょうか。

教委・総務課長

1点目のマニュアルでございますが、これを早期に作成していきたい。案はある程度出来上がっておりますので、今後学校のいろんな意見等を聞きながら、最終には教育委員会の方でご了解いただいた上で発効していきたいと考えております。ちなみに現在すでに実施させていただいている内容といたしましては、京都市の事件以来再確認という意味も含めまして、校内の門につきましては正門以外すべて閉めるという形で対応させていただいております。各校門には無断で校内の立ち入りを禁止しますと、ご用の方は事務室までお越しく下さいという形で、教育委員会と校長名で札を立てさせていただいております。

また、先に防犯ブザーを配布いたしておりまして、小学校、中学校各15個ですが、それを配布させていただいた当時は児童生徒の登下校時に渡して、万が一の時に鳴らすように配布をいたしておるわけですが、それを1階の教室の担任に持っていただくと、そういう万が一の事態が発生した場合、そのブザーを鳴らしてそういう事態を他に知らせていただくという対応もとっていただいているところがございます。

次に、トイレの改修のことですが、子どもさんのご意見をどこまで反映できるのかということで、今改めて意見を徴しているということではございませんが、以前から学校のトイレにつきましては当然のことながら学校のお子さんが掃除等をしていただいているわけです。その掃除に対してのご意見等、掃除がしやすいといえますか、水で洗い流すだけでは各ブースの木のトイレでありますとか、下の方が腐ってくるのできれいに拭いておかないといけない、そういったことでどういう形で対処していくかということで、各ブースの下部分を金属に変えるとかそういったことを含めまして考えているという状況です。

萬里川委員

防犯ブザーの件については全部生徒に持たしているということ知らなかったのですが、堺の方ではそういうブザーも早くから持たせているみたいです。それで地域の住民の方がどういう音が鳴るのか、どういう形の音なのか解らないから、ブザーを鳴らされても走って行って助けるというような傾向がないと、だから地域の人に関わってそれを協力していただくということになれば、私たちもどういう音が鳴って、どういうものなのかということを見せていただいたら助かるなと思うのですが、そういう協力体制を得られるようなものを子どもたちに持たせておきながら、音が知らないという状況にあるということですので、その辺今後検討していただきたいと思います。

教育長

今萬里川委員さんから防犯ブザーの件で、全生徒に持たしているという話をいただいたのですが、これは全生徒には持たしておりません。

実は西和警察の方から各学校に防犯用に15個いただきました。これを各学校の登校時にどのように渡すのか検討しておったのですが、数的に一人ずつ渡すのに少ないということで、教室の隣どうしの連携ということもありますし、協議の中ではインタホンの設置というような意見も出ていたわけですが、そうしたものについては防犯ベルを渡して、緊急用としてそれを使うということで対応させていただくということでございます。

松村委員　小泉内閣がいろいろ改革断行ということで、いろんな改革案をしておりますが、現実どこまでできるかはこれからですが、その中の一つに地方でできることは地方でやってもらうということによって、地方分権を進めていくと言って、地方交付税とか補助金とかそういう制度にメスを入れたい。地方へ渡す金も減る。財政の改革の面で思い通りの金額では無理であるというような意見も出ているようではありますが、実現性はどの程度あるのか今のところ解りませんが、今の内閣はやると言ったら何らかのことをやるかもしれません。それに対して知事クラスからいくつか意見が出ておるようですが、この問題について特に町長は何か意見を持っておられると思いますが、そのご意見と他の町村の動きなどを踏まえて何か意見書をだすとか、要求をだすとか、そういうつもりはないのかとかお聞きしたい。

町　長　今全国町村会でお考えの関係は、7月5日に臨時町村長大会を召集されております。それは道路特定財源、あるいは交付税の関係等について、内務省、国土交通省等がある中で、そういう点については従来どおりやってほしいという意見採択をするというふうに考えております。何れに致しましても日本の国で670兆円が不足ですから、何れ後世に亘っていくということになったら、どこかで痛みを伴わなければならない。まさにそういう点は皆さん方もご承知でございます。我々の町でも真剣に財政等が必ずでてまいります。これは後世に必ず返すわけですから、いずれにしても事業等が全て止めて借金を返すという

形ではいけませんから、やっぱり財政改革等必ず多少なりともやっていくものと思っております。

松村委員 非常に厳しい状況が予想されますので、その都度といたしますか、実際に町民の我慢しなければいけないということもでてくると思いますので、適時町民向けのアピールと言いますか、情報伝達もよくやっていただきたいということを希望しておきます。

野呂委員 1つは事務連絡で、上水道課長から建設工事入札結果についての報告がなされております。これを見てもみますと、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務ということで、これの落札価格が782万2,500円、これは消費税が含まれている額ですね。同時に予定価格が同じ782万2,500円になっています。この金額が端数まで予定価格と同じだということは信じられないことが起こっているというように思います。これについては皆さん方疑問に思わなかったのかということ。

それから予定価格漏れということがあってはならないということでもありますけれど、しかし現実問題としては大阪でも予定価格漏れというようなことがありまして逮捕されておりますし、そういうことについてシステム上絶対に遺漏がないような体制になっているのか、再度これについてはあるなしに関わらずもう1回再点検をしてもらって、絶対に起こらないような体制、点検をしていただきたい、そのことを要望しておきます。

次に、万代が19日に開店いたします。この前通っておりますら、あそこに看板が上がっております。皆さん方の答弁によりますと、万代については車が南側の方からしか入れないという説明でしたね。ところがあの看板を見ますと、両方看板の裏表同じ案内板が付けられています。北側から来ても矢印があるわけです。つまり北側から来てもあの看板を見る限りは入れますよという案内になっている。そうしたら南側も全く同じになっている。そういたしますと、皆さん方から

説明を受けた北側から来た場合には入れないと、一旦南へ行ってUターンして帰ってきて左路線から南側へ入るといふ説明と相反する説明板になっているのではないかと思うのです。ですからその点については早急に何らかのはっきり分かる形でとってもらうようにしていただきたいと思うのです。

それからもう一つは今年の予算が成立いたしました。できれば予算執行状況について、本会議6月9月12月3月とそれぐらいの時期で予算の全体的な執行についてのご報告をいただいてもいいのではないかと思うのですが。

町長 万代の関係については、警察と万代、また行政側と話をする中で当然警察としては交通渋滞、あるいは交通安全の確保の問題等十分に協議をされたと思います。明日からオープンですから、その状況等によって警察等あるいは万代側とがどういうことになるのか、十分協議しながらやっていただきたいと思います。私は土曜日曜とか、オープンの時とかそういう関係については込むと思いますので、十分に様子を見ながら警察と万代と協議をしながら、改善するところは改善していただく、まずは事故のないようにしていただきたい。それと渋滞が起こらないようにしてほしいということで要望してまいりたいと思います。

企画財政課長 予算の執行状況の公表でございます。今現在行っておりますのは、斑鳩町の財政状況の公表に関する条例に基づきまして6月1日、12月1日年2回広報で報告させていただいております。これについての充実につきましては、定例議会の折々につきまして冒頭の提出議案説明の前に町長から重要案件についてはご説明させていただいておりますが、今ご指摘の件につきましても念頭に置きましてなるべく町長の提出議案説明の前で、より充実したものに心がけていきたいと思っております。

松田委員

1つは、斑鳩町認可の地縁団体の設立について、私は手引きを作っ
て各自治会に指導するというなどの配慮があってもいいのではないかと
思う。自治連合会の総会などで説明していると言われるのですが、
それでは不十分ではないかと思うのです。だから設立の趣旨である
とか、目的条件、団体としての財産範囲の問題、どの範囲まで入るの
かと言う関係もありますし、できれば手引きなどを作成して、ご指導
していくという体制が取られるものかどうか。

2つ目は7月に行われる参議院選挙の関係ですが、比例投票方式に
よって開票作業が非常に複雑になって、大幅に時間がずれ込むだろ
うと言われているのですが、このことについての斑鳩町の選管としての
対応はどうかという事です。したがって、投票事務職員の
取り扱いについてどのように配慮なさっているのかということと、
斑鳩町は開票作業はそう早い方でないと思うのですが、終了見込み時
間がどれくらいになってくると考えておられるのか。深夜にまたが
つてくると職員の勤務の問題もありますし、また機械化による集計の
方法を考えているのか。それらについていろいろ検討はされていると
思うのですが、この際参院選に向けて選管としての対応を聞かせて
もらいたいと思います。

総務部長

地縁団体の関係につきましては、2年交代の対応等で説明をしてい
るということでやっているわけですが、そういった中で手引き書を渡
したことはあるのですが、2回3回と交代されている経緯を踏まえ
ましたら、やはり再度そういうものをお渡しする中で十分していかな
ければならないと考えております。

総務課長

(選挙管理事

務局長)

参議院委員選挙につきまして、比拘束名簿方式ということで開票時
間がかなりずれ込むのではないかとということでございますが、町とい
たしましても今日まで県と相談申し上げながら開票の方法について検
討してまいりました。明日選挙管理委員会が開かれるわけでありま
すが、町としては開票事務がスムーズに行うために職員の動員を通常よ

り多くするという事で、早く追われるような方法。それから開票にあたりましては、棚を設けまして、その棚で仕訳をするという方法で行ってまいりたいと考えております。終了時間につきましては、比拘束名簿方式によります政党の候補者の人数にもよるところでございますが、当初は450人程度あるというふうに聞いておったところでございますが、最近の新聞を見えますと150人程度になってきているという情報が入ってきております。そういった中で終了時間につきましては翌日の1時頃を予定しているところです。また、職員の勤務状況でございますが、日曜日から月曜日にかけての開票時間ということでございますが、投票事務従事者につきましては公募いたしておりますが、開票事務については深夜にまたがりますことから職員をもってやっていきたい。できるだけ早く終わらして翌日の勤務に影響を与えないような方向で心がけてまいりたいと考えております。それと機械等につきましては、今ございます計数機を使いましてできるだけ早い時間に開票事務が追われるように努力してまいりたいと考えております。それとポスター掲示場の件ですが、公営ポスター掲示場につきましては町内82箇所あるわけですが、今回も資材につきましてはペットボトルのリサイクル商品を使いたいと思います。場所につきましては貼りやすい貼りにくいという場所をお聞きする中で、17、18箇所程度の場所の移動を考えているところでございます。

松田委員　あまり具体的な内容がないように思うのですが、問題は本当に1時頃終わるのかなという感じがしますけれど、深夜に帰宅されて翌日ですることになる。就寝できない休めない時間が多くなるのではないかと思います。この辺の配慮はされているのでしょうか。場合によっては集計作業の分別が終わったところでほとんど帰宅させる。本当の集計事務に携わる者だけを残すとか、あるいは翌日の窓口事務を極力押さえるということをいろいろ考えられますが、その辺についてもっと具体的な対応を考えていく必要があるのではないかと思います。

他の市町村より遅れをとるといえることがないように十分な配慮を尽

くしてほしいと同時に職員の労働条件などについても配慮をしてほしいということをお願いしておきます。

野呂委員 先だって昭和団地の自治会から請願が出ました。これはガスや水道の問題ではなくて、し尿処理場の建設の補償として集会所を建設してくれというものでしたね。これが議会で採択されたわけですが、これについてどう対処していくのかということですね。私はあの地域を考えた場合、し尿処理場ができてから時間が経っていますから、あの地域全体を考えた場合に昭和自治会だけでなく、たとえば笠町も集会所がないと、ですから一定の地域を包含したもので考えるのか、自治会毎に考えるのかという問題があると思うのです。ですからそういった考え方を明確にしておく必要があるということと、それからこれができて一地域の問題として通ったわけですが、今となっては全町的に集会所というものが要望されていると、ですから全町的に再点検して、この際こういう請願が採択されたということをつまえて全町的にどうなんかということで、慎重に取り組んでいただきたいと思う。先ほど話がでましたコミュニティ施設のバランスでありますとかを考えて、地理的に配分を考える必要があると思います。このことについて検討されていることがあるのなら聞いておきたいと思います。

町長 これは本会議の一般質問でも出ましたように補償の問題等があります。質問者がおっしゃいますように、私は質問者が水道・ガス管等の問題について、町の金で考えるのだったら、補償をしたらどうかということから出てきたと思います。斑鳩民報に書かれたことが神南昭和団地の方が読まれてガス管等の問題も公民館にしたらいやないかということもございますから、そういうことははっきりと整理をしなければいけないと思います。そういうことを踏まえた中でこれを補償にしたらどうかということなんですが、この間の一般質問では地域交流館というものもどうしていくのかという話もされておりますように、何れにしましても、私が就任しましたときには、中央公民館を中心に

東、西の公民館ということで約束を守ってきたのですが、あと北の方ではふれあいセンター、南の方ではいかるがホールがございます。そういう中で一番遅れたのは地域交流的なものがなかなかできなかった。やっぱりみんなが望まれているのは、小地域福祉ネットワークでもそういう場所がほしいと、そういう身近に言われる場所がほしいということでもありますから、当然そういう関係等につきましては、どれだけのものが必要であるのか、昭和団地等の関係については、昭和団地の意見を聞いていきたい。ただ場所的にないからこの場所でいいんだということだけではいけないと思う。やっぱりみんなが選択をしてこの場所ができるだろうというところで、あるいはみなさんと協議をしながら進めていきたいと思えますし、財政状況についても非常に厳しい時でありますから、そういうことについても整理をしながら進めていくことが大事であろうと考えております。

小野委員 8月20日に子ども模擬議会を予定されているということですが、昨年的一般質問で今までのものはマンネリ化しているのではないかとということで、検討してほしいと一般質問させていただいたのですが、それらについてどのように対処されておられますか。

教委・総務課長 8月20日に向けて教育委員会事務局の方で下準備をしているところでございます。この子ども議会についての考え方ですが、今委員の方からマンネリ化しているのではないかとのご指摘をいただいております。私どもといたしましても、毎年そういったことでいろんな新しい方法等取り入れていきたいと考えておるものの、学校の子ども模擬議会の開催の目的と致しまして、子どもの社会体験が主であろうと考えておりまして、毎年上がってくる質問内容等につきましてはほぼ同じものもございます。そういったことからマンネリというふうにお感じいただいている部分もあるかと思えますけれども、各学校の子どもさんにつきましては初めての体験という形が多いわけでございます。そういったことから今年につきましても前年とほぼ同じ形でやっ

ていきたいというふうに考えております。

小野委員 質問内容とかは言っていないです。子ども模擬議会として成果も上がっているということも聞いておりますし、保護者からもいい体験をさせていただいたと毎回聞いております。質問内容云々じゃなくて、やり方があまりにもマンネリ化している。具体的に言えば再質問を認めていないということです。それらは子ども議員にとってみたら、そういう話をしてそれだけで、セレモニーをやっているだけです。斑鳩町の議会は活発に議論をしているのです。それらを子どもらにも解ってもらいたい。そして子どもらについてきている傍聴の人にも解ってもらいたい。そういう思いから去年に質問させていただいたのです。そういうことは全く理解されていないんじゃないかなと思う。それらについて教育長どのように思っておられますか。

教育長 小野委員からそういう質問をいただいております。それをいただいた後、早速校長会でいろいろとお話しさせていただいてまいりました。しかし、子どもたちがあの場所で再質問するという意識というか、環境に対応できるのかどうかということもあったわけです。そうした中で学校の中では自由に議論するのですが、ああいう状況の中で十分な再質問ができるのかということも議論していただきました。そうした中で理事者としても子どもたちに質問の内容に答えられるように細かいところまで配慮しながら各課長、課長補佐に答弁書をお渡ししているわけです。内容が専門的になってくる場合もございます。そうした中で再質問は難しいであろうということが前回の校長会なり、今回の模擬議会を開催するにあたっての校長会での中での意見であったわけです。中学校に替えてはどうかというご質問あったことも事実です。それと、20人という生徒の関係もございます。5年6年については各クラス1名ずつ、4年生については学年1名ということになるわけですが、そうした中でひとつの質問の中にも各学校、各学級で十分議論してひとつのご質問内容になるということで、お願いを致

しております。

小野委員 昨年確かその校長は傍聴にも来ていなかった。それで担当の先生方の意見ももっと聞いてほしいと言ったはずですが。その校長会では何も解っていないと思う。だからもっと突っ込んだ議論を学校で再度してもらって、それを汲み上げてもらって、今回はもう少し変わったやり方を計画しておられるのかなと思っていたのです。そういうことでは何もやる意味がない、その点だけ言っておきます。

野呂委員 今の教育長の答弁を見ても、子どもが再質問をああいいう場所でようするかどうか疑問だということですが、それは全くあたらないのではないかと思う。むしろ私が心配するのは答弁する方がうまく答弁できないのではないかと、そちらの方を心配します。たとえ質問が幼稚であっても言いと思います。しかし言わんとすることは、自分が1回質問してさらにこの点について聞きたいと思う点については受けないということのシステムをとるということがおかしいと思う。議会というものを経験するのであれば通常議会一般で行われているような形式だけはきちっと子どもさんにも保証してあげるということをしないと行けないと思う。ひとつ検討方お願いしておきたいと思います。

教育長 決して再答弁がしにくいということはございません。子どもたちがどこまで再質問できるかということがありますが、前回は子どもたちに聞いていただいた経緯があります。そうした中で子どもたちは再質問はどうかなという気持ちを持っていたということでもあります。そういったことについて、もう一度小野委員もおっしゃっていただいておりますように、校長会の中で再質問をすることも含めながら検討してまいりたいと考えております。

野呂委員 再質問をしたくないと言うものはせんでよろしいですよ。したいというものにはさせてあげたいと言っているのです。

教育長 今回20名予定しておりますので、その中で出きる者についてはそのような方法で考えていきたいと思えます。

小野委員 昨年の子ども模擬議会に関連して、質問した後「話を聞いていただいてありがとうございます」と言って座らしていますね。そういうばかげたことを指導するなどは私には言っているのです。私は幸い今度議長させてもらいますので、質問を受けますよ。そういうことを改善してくださいということを行っているのです。今の話だったら検討してないやないですか。その点だけ言っておきます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時46分)